

令和5年度

札幌市立明園小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなくてはならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、市、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指していく。

1 いじめの定義

札幌市では、いじめ防止対策基本法に準じていじめを次のように定義している

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には次のような事案のことである。

- 理由なくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話, SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめ防止に関する校内体制

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、担任外（教務主任・保健主事）、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、該当担任・学年、その他必要と考えられる教職員とし、必要に応じてSC、SSWをはじめとする関係者・関係機関との連携を図る。いじめの些細な兆候や懸念、児童の訴えについて、組織として対応する。

- 役割
- ①「いじめ防止基本方針」および「いじめ防止プログラム」の策定
 - ②いじめの未然防止
 - ③いじめの早期発見および対応策の検討と実施および記録
 - ④いじめに関する校内の情報の共有と発信
 - ⑤教職員研修の企画・実施
 - ⑥「いじめ防止基本方針」および「いじめ防止プログラム」の評価・改善
 - ⑦緊急対応

3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止のための多様な取り組みが年間を通じて計画的に行われるよう、「いじめ防止プログラム」を策定する。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、道徳の時間や日常生活における道徳教育や体験活動の充実を図る。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合う人間関係・学級風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。また、校内学びの支援委員会でも未然防止のための共通理解等を図り、対応する。

4 いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しなくてはならない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。本人が否定する場合も、当該児童の表情や様子をきめ細やかに観察する。

また、年3回のアンケート調査、個別の面談などから、いじめの有無を確認し、改善するようにする。

<子どもの変化を感じ取るためのポイント>

<p>【表情・態度】</p> <p>【表情・態度】</p>	<p><input type="checkbox"/> いつもニコニコしている子から笑顔が消え、ふさぎ込むようになる。</p> <p><input type="checkbox"/> ぼんやりと考えごとをすることが増える。</p> <p><input type="checkbox"/> 急に、わざとらしくはしゃぐようになった。</p> <p><input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、びくびくしているように見える。</p> <p><input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しくなっていることが多い、</p> <p><input type="checkbox"/> 休み時間、一人でいることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/> 忘れものが急に多くなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。</p> <p><input type="checkbox"/> いつも他人の嫌がる仕事をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校を休みがちになってきた。</p>
<p>【服装や身体】</p>	<p><input type="checkbox"/> 体に傷やあざがついている。</p> <p><input type="checkbox"/> 服が破れていたり、汚れたりすることが増えた。</p>
<p>【持ち物】</p>	<p><input type="checkbox"/> 学用品や靴などが隠されたり、いたずらされたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> ノートや教科書などに落書きされている。</p>
<p>【教師との関係】</p>	<p><input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 教師との会話を避けるようになった。</p> <p><input type="checkbox"/> 教師が友達のことを聞くと、避けたり嫌がったりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 教師に話したそうにしているが、友達が教師の側に来るとその場を去ってしまう。</p>
<p>【友達との関係】</p>	<p><input type="checkbox"/> 友達から不快な呼ばれ方をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の子が話すと、笑ったり馬鹿にしたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 友達が急に変わったり、特定のグループについて回ったりしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 友達の持ち物を持たされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 友達から話しかけられない。</p>

5 いじめ事案に対する対応

いじめの可能性が疑われる事案が教職員によって認知されたり、児童や保護者からの情報があったりした場合には、以下のマニュアルに沿って対応を進める。

(1) 事実確認・初期対応

<p>①いじめ情報の把握およびアセスメント</p>	<p><input type="checkbox"/> 兆候に気づいたら過小評価せず、学年及び教頭（または担任外）に相談し、迅速にアセスメントを行い初期対応の体制を作る。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の教職員で抱え込まず、ただちに情報を共有する。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のような内容について共有する。いつ、どこで、だれが、何を、どのように等</p>
<p>②初期対応・事実確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 調査班を編成し、短期間に同時・個別に聞き取りを行う。</p> <p><input type="checkbox"/> メモをもとに職員間で事実関係や全体像を共有し、対応の方針と体制を決める。</p> <p><input type="checkbox"/> 被害児童保護者と連絡を取り、解決の方向について連携する。</p>

(2) 児童・保護者への対応

③いじめられた子どもへの対応	<input type="checkbox"/> 子どもの言葉を軽視することなく、温かく受け止め、全力で守ることを約束する。 <input type="checkbox"/> 子どもの思いを親身になって聞き、安心感をもたせる。 <input type="checkbox"/> 子どもの日頃の活躍を認め、励ますことによって自信や存在感をもたせる。 <input type="checkbox"/> 席替え、休み時間の見守りなど具体的で継続的な支援を実施する。 <input type="checkbox"/> 家庭訪問などで保護者との連携を保ち、学校と家庭が共通の考えで本人を援助する。
④いじめた子どもへの対応	<input type="checkbox"/> 「いじめることは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、すぐにやめさせる。 <input type="checkbox"/> 相手の気持ちに着目させ、どれだけ傷つけ、苦しめているかを気づかせる。 <input type="checkbox"/> いじめてしまう気持ちを聞きながら心の安定を図り、教師としての信頼関係をつくりあげる。 <input type="checkbox"/> 保護者にも加害の事実を伝え、保護者としてどのような対応が必要か話し合う。
⑤全体指導	<input type="checkbox"/> 見て見ないふりをすることは、いじめを助長することになることに気付かせる。 <input type="checkbox"/> いじめを発見したら、教師や友達に知らせてすぐにやめさせることを徹底する。 <input type="checkbox"/> 友達の言いなりにならず、善悪の判断をつけて行動することの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 一人一人がかげがえのない仲間として尊重し、温かな人間関係を築き上げ、安心して生活できる学級づくりをする気持ちを高める。
⑥外部との連携	<input type="checkbox"/> 状況に応じてSC・SSW・民生児童委員・家庭児童相談員などへ協力を要請するとともに、教育委員会へ報告し指導助言を受ける。
⑦継続的な観察	<input type="checkbox"/> 一時的な解決を図る。いったんは解決したとしても、3ヶ月を目安に継続的な観察を行い、定期的に聞き取り調査をする。(1ヶ月に一度を基本とするが、状況を見ながら進める)

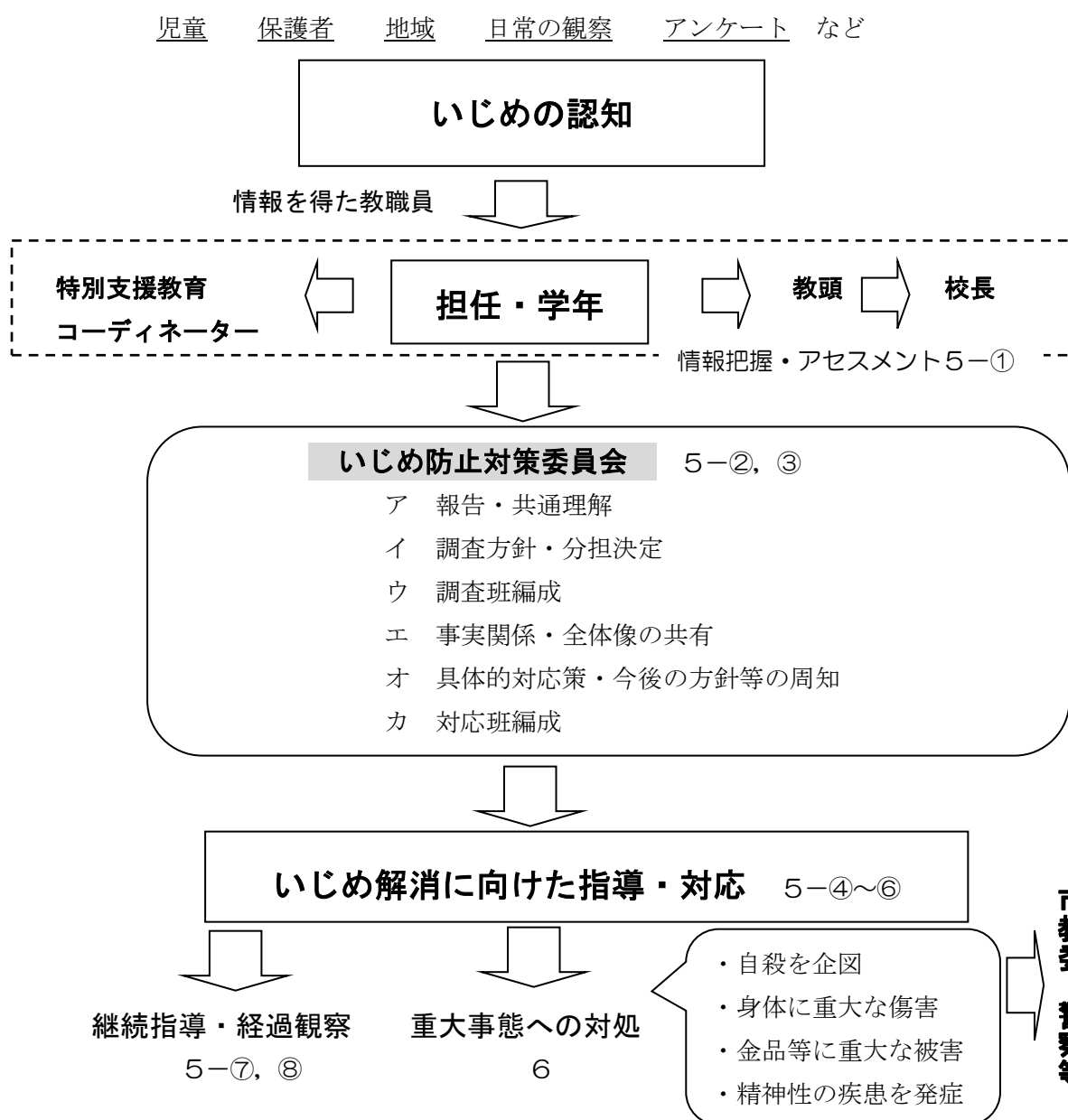
(3) 事後対応

⑧事後の経過観察と事態収束の確認	<input type="checkbox"/> 日常の観察や当事者との面談、保護者との連絡などを通して、一定の期間再発防止の取組を続ける。 <input type="checkbox"/> 被害児童の保護者と十分連絡を取りながら、いじめが解消したかどうかの判断をする。(継続的な観察を含め3ヶ月以上を目安とする。)
⑨再発防止の取組	<input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会で取組の評価をするとともに、経過の記録を整備し、校内研修等で活用する。

6 重大事態の発生時

- ・重大事態発生時は、事態の一層の悪化をただちに全力で防ぐと共に、教育委員会に報告し「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」および「重大事態ガイドライン」に定められた対応を行う。
 - ・児童や保護者から重大事態に係る申し立てがあった場合も、これに準じて対応する。
 - ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。
- *なお、重大事態の定義は、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に定められた通りである。

※いじめが起こった場合の組織対応の流れ



7 インターネットやSNS等を通じて行われるいじめへの対策

- 情報モラル教育の充実
- 保護者への啓発活動

8 いじめの相談について

いじめについて相談することや通報することの大切さを児童に伝えると共に、相談できる大人や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮し、迅速かつ適切に対応する。

【学校】

- ・教諭
- ・養護教諭
- ・教頭
- ・校長

【学校以外】

- ・札幌市教育センター教育相談室 TEL 6 7 1 - 3 2 1 0
- ・札幌市児童相談所 TEL 6 2 2 - 8 6 3 0
- ・札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 TEL 2 1 1 - 3 7 8 3
- ・全国統一の教育相談ダイヤル TEL 0 5 7 0 - 0 7 8 - 3 1 0
- ・興正こども家庭支援センター（相談電話） TEL 7 6 5 - 1 0 0 0
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（YOU・勇・コール） TEL 8 5 4 - 2 4 1 5
- ・札幌南こども家庭支援センター TEL 5 9 1 - 2 2 0 0
- ・札幌乳児院児童家庭支援センター TEL 8 7 9 - 6 2 6 4
- ・札幌市教育委員会（少年相談室） TEL 0 1 2 0 - 1 2 7 - 8 3 0
- ・札幌市教育委員会（児童生徒担当課） TEL 2 1 1 - 3 8 6 1
- ・札幌市子どもアシストセンター相談メール assist@city.sapporo.jp
- ・子ども相談支援センター TEL 0 1 2 0 - 3 8 8 2 - 5 6
- ・北海道立教育研究所（月～金 10～16時） TEL 3 8 6 - 4 5 2 0
- ・石狩教育局教育相談電話 TEL 2 2 1 - 5 2 9 7

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。